

喫煙、裸火使用又は危険物品持ち込みの承認に関する要領

(趣旨)

第1条 この基準は、三原市火災予防条例（平成17年三原市条例第264号。以下「予防条例」という。）第32条及び三原市火災予防規則（平成17年三原市規則第208号。以下「予防規則」という。）第12条の規定の運用について必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 本要領における用語の意義は、次に定めるところによる。

(1) 指定場所

第3条に定める場所をいう。

(2) 禁止行為

予防条例第32条の規定により禁止されている指定場所において喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は当該場所に火災予防上危険な物品を持ち込む行為をいう。

(3) 喫煙

ライター、マッチその他これらに類するもの（以下「ライター等」という。）で点火し、喫煙する一連の行為をいう。

(4) 裸火

炎、火花又は発熱部が外部に露出しているものをいう。

(5) 火災予防上危険な物品

予防規則第12条に規定する物品をいう。

なお、同条ただし書に規定する通常携帯する軽易なものとは、ライター等をいう。

(6) 不燃区画

不燃材料（建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「建基法」という。）第2条第9号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。）で造った壁、柱、床及び天井（天井のない場合は、はり及び屋根）又は防火戸（建基法第2条第9号の2ロに規定する防火設備であるものに限る。以下同じ。）で区画され、かつ、区画を貫通するダクト等に防火ダンパーが設けられているものをいう。

（喫煙等の禁止場所の指定）

第3条 条例第32条第1項に基づく告示（令和元年三原市消防本部告示第3号。以下「告示」という。）により指定した場所をいう。

（指定場所の規制）

第4条 指定場所の用途の取扱い

(1) 指定場所を本来用途以外に使用する場合は、次によること。

ア 指定場所を本来用途以外の指定場所に該当する用途に使用する場合は、当該用途で規制すること。

（例）

本来用途（屋内展示場）→使用形態（コンサート）→規制する用途（劇場）

イ 指定場所を指定場所以外の用途に使用する場合は、規制しないこと。

（例）

本来用途（屋内展示場）→使用形態（倉庫）→規制をしない

(2) 指定場所以外の場所を一時的に指定場所に該当する用途に使用する場合は、当該用途で規制すること。

（例）

本来用途（倉庫）→使用形態（コンサート）→規制する用途（劇場）

2 指定場所の用途のとらえ方

- (1) 一の防火対象物が、消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「政令」という。）第8条の規定により区画されている場合は、その区画された部分ごとにとらえること。

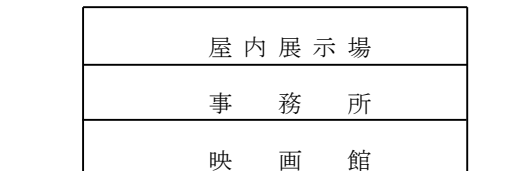
（例）



AとBの映画館は別の規制する用途としてとらえる。

- (2) 一の防火対象物内に複数の用途が存する場合は、規制する用途ごとにとらえること。

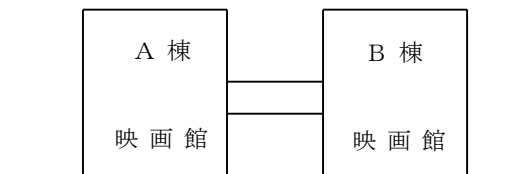
（例）



屋内展示場と映画館を規制する用途としてとらえる。

- (3) 二以上の建築物が渡り廊下等により接続されている場合で、昭和50年3月5日付け消防安第26号「消防用設備等の設置単位について」に基づき、別棟扱いされている場合は、棟ごとの用途でとらえること。

（例）



A棟とB棟の映画館は別の規制する用途としてとらえる。

- (4) 指定場所の面積の算定方法は、次によること。

ア 一の防火対象物内に管理権原者の異なる複数の物品販売店舗が存する場合は、当該用途部分の床面積を合算する。

イ 一の防火対象物内に複数の構えのキャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの（以下「キャバレー等」という。）又は飲食店が存する場合は、当該用途の一の構えごとに公衆の出入りする部分の床面積を算定

する。

3 指定場所の範囲

(1) 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場（以下「劇場等」という。）の舞台部は、次のとおりとする。

ア 舞台部、奈落及び袖部分のほか、これらに接続した大道具室、小道具室

イ 楽屋、出演者の控室その他これらに類するもの（前ア及び建基法第2条第7号の2に規定する準耐火構造又は建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「建基令」という。）第1条第5号に規定する準不燃材料で造られた隔壁で区画し、かつ、その開口部に防火戸が設けられている場合を除く。）

(2) 劇場等の客席は、椅子席、ます席、立見席等の客席部分及び客席内の通路部分とする。

(3) 劇場等の公衆の出入りする部分は、第1号及び第2号以外の部分で、ホワイエ、ロビー、廊下及び通路等の公衆が利用する部分とする。

(4) キャバレー等、飲食店、旅館又はホテルに設けられた舞台部は第1号による。なお、興行を行わない客のカラオケ程度に使用するものは舞台に含まない。

(5) キャバレー等の公衆の出入りする部分は、客席、通路、階段及びホール等の公衆が利用する部分とする。

(6) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（以下「百貨店等」という。）は、次の部分とする。

ア 物品を陳列し、販売するすべての部分及び当該部分間の通路（以下「陳列・販売部分」という。）

イ 陳列・販売部分に隣接する次の部分（不燃区画された当該部分を除く。）

(ア) ストック場及び荷さばき場

(イ) 食品の加工場

- (ウ) 手荷物一時預り所、店内案内所及びクリーニング承り所その他これらに類するもの
- ウ 通常顧客の出入りする部分
 - (ア) 顧客が利用する屋上その他これらに類するもの
 - (イ) 陳列・販売部分に隣接する食堂及び飲食店（不燃区画された当該部分を除く。）
 - (ウ) 階段、エスカレーター、トイレ及び休憩所その他これらに類するもの
- (7) 展示場で売場、展示部分の用途に供する部分は、物産展及び展覧会等を行う催事場とする。
- (8) 展示場の公衆の出入りする部分は、展示ブース等の展示を行う部分並びに階段、廊下、通路、エレベーター、エスカレーター及びロビー等の公衆の利用に供する部分とする。
- (9) テレビスタジオの撮影用セットを設ける部分は、次の部分とする。
 - ア スタジオ内のセットを設ける部分
 - イ 前アと同一室内にあるスタジオに附属して使用される部分（不燃区画されている部分）
- (10) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は重要美術品等の保存に関する法律（昭和8年法律第43号）の規定によって重要美術品として認定された建造物（以下「重要文化財等」という。）の内部は、次のとおりとする。
 - ア 建造物の壁体、内装又は居室の一部が重要文化財等として指定されている場合にあつては、指定された当該部分に限る。
 - イ 個人の住居又は銀行、美術館、研修所及び神社の事務所等、事務の用に供する部分がある場合にあつては、当該部分を除く。

ウ 史跡は、指定された史跡全体とする。

- (11) 重要文化財等の周囲は、建造物の周囲3メートル以内の範囲とし、当該建造物に軒又はひさしがある場合にあっては、これらの水平投影部分に3メートルを加えた範囲とする。ただし、重要文化財等の存する敷地内で、外来者が立ち入ることのできる部分については、その状況及び個々の重要文化財等の形態により、敷地一円又は火災予防上必要と認める範囲とする。

(禁止行為の範囲)

第5条 禁止行為の範囲は、次のとおりとする。

(1) 喫煙

ライター等で点火し、喫煙する一連の行為をいい、予防条例第32条第4項及び第5項の規定に基づき設置する喫煙所での喫煙行為は、禁止行為に該当しないものとして取り扱うものとする。

(2) 裸火の使用

炎、火花又は発熱部を外部に露出した状態で使用するもので次によるものとする。

ア 気体燃料、液体燃料又は固体燃料を熱源とする火気使用設備器具は、全て裸火の使用に該当する。ただし、直接屋外から空気を取り入れ、かつ、廃ガスその他の生成物を直接屋外に排出する密閉式燃焼設備器具（FF型等）については裸火に該当しないものとして取り扱う。

イ 電気を熱源とする電気器具類にあっては、赤熱部が外部に露出しているもののほか、外部に露出した発熱部で可燃物が触れた場合、瞬時に着火するおそれのあるもの（表面温度が概ね400度以上のもの。）が、裸火に該当するものとする。ただし、トースター、ヘアードライヤー又は電気オーブン等のように発熱部が燃室、風道又は庫内に面しているものは裸火の使用に該当しないものとして取り扱う。

ウ 火薬取締法施行規則(昭和25年通商産業省令第88号)第1条の5各号に掲げるがん具煙火のうち平玉及びクリスマスクラッカー等を消費する行為については、裸火の使用行為に含まないものとし、当消費行為に伴う当該物品の持ち込みは、危険物品の持ち込み行為から除くものとする。

(3) 危険物品の持ち込み

予防規則第12条に規定する物品を持ち込む行為をいう。ただし、次に掲げる行為は危険物品の持ち込み行為に該当しないものとする。

ア 百貨店等において次に掲げる商品を恒常的に陳列・販売する行為(販売行為の一環として捉える試供品、サンプルを含む。)

(ア) 危険物に該当する製品(化粧品、医薬品及び家庭用塗料等で1の解除承認単位当たりの数量が危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号。以下「危政令」という。)別表第3に定める指定数量の5分の1未満に限る。)

(イ) 可燃性固体類及び可燃性液体類に該当する製品(1の解除承認単位当たりの数量が予防条例別表第3に定める数量の5分の1未満に限る。)

(ウ) 高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)の適用を除外されるエアゾール製品及び容器入りの可燃性ガス製品(1の解除承認単位当たりの取扱いガス総質量が20kg以下に限る。)

(エ) がん具煙火で「S F マーク」((公社)日本煙火協会が実施する「基準検査」と「安全検査に適合する旨の表示」)の付されているもの(1の解除単位あたりの総薬量が5kg未満に限る。)

イ 展示場で売場、展示部分で行われる危険物品の展示行為(実演を伴わず展示のみを行う場合で、商品等容器に密閉

されたものに限る。)

ウ 車両等の展示行為（運行又は稼動を伴うものを除く。）

エ 作動油、潤滑油等が密閉状態で内蔵されている工作機器等の機器を持ち込み又は使用する行為

オ 可燃性固体類に該当するパラフィンからなる装飾品、美術品等を持ち込む行為

カ 動植物油を調理（煮沸行為を除く。）に使用する行為

キ 日常の清掃用にクリーナー等の危険物品を使用する行為

ク キャバレー等又は飲食店で従業員の監視のもとにキャンドル（可燃性固体類に限る。）及び料理用固形燃料を使用する行為

(4) 告示第1項第5号ただし書きに定める、伝統的行事、宗教的行事等及び生活に必要な行為による場合の範囲は、次のとおりとする。

ア 個人の住居となっている重要文化財等において日常生活に関し使用する場合

イ 祭りや伝統芸能等の伝統的行事において提灯、かがり火等を使用する場合

ウ 灯明や線香等、宗教的行事等において使用する場合

エ 茶室等で本来の機能として使用する場合

（禁止行為の解除承認）

第6条 禁止行為の解除にあたっては、禁止行為が社会通念上必要であると認められ、かつ、火災予防上及び人命安全上支障がないと認められる場合について、必要最小限その解除を承認するものとする。

2 解除承認基準

当該場所が、消防法（昭和23年法律第186号）の規定及びその他の法令の規定で防火に関するものに適合しており、かつ、別表第1に定める「許可区分表」に定める区分により、指定場所の区分及び禁止行為の種別に応じ、別表第2の「審査基

準」に適合しているものであること。

3 解除承認単位

承認単位は、次の区分により取扱うものとし、承認単位ごとに承認基準を適用させるものとする。

- (1) 指定場所ごとを一の承認単位とする。
- (2) 百貨店等は一の階の売場を一の承認単位とする。
- (3) 建基令第112条第1項の規定に基づき区画された部分は一の承認単位とする。

4 解除承認の期間

承認期間は、当該行為に必要な期間で、1年以内の範囲とする。ただし、恒常的な行為に係る解除承認については、更新することができるものとし、解除承認基準の遵守状況については、立入検査時等に確認を行うものとする。なお、更新する場合においては、予防規則第12条に規定する喫煙・裸火・危険物品等承認申請書（様式第3号）を提出させることとし、事情の変更のない状態で更新するものにあつては、図面等の添付は省略することができる。

5 審査の留意事項

- (1) 裸火の使用が危険物品の持ち込みを伴う場合は、「裸火の使用」・「危険物品の持ち込み」の両方の承認基準を適用する。
- (2) 「高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガス」とは、高圧ガス保安法第3条第1項第8号を受けた高圧ガス保安法施行令（平成9年政令第20号）第2条第3項第8号に基づく「昭和40年通産省告示第557号（高圧ガス取締法の適用を除外される液化ガス）」をいい、その例としては簡易ガスライター、ライター用充てんガスボンベ、コンロ用カートリッジボンベその他これらに類するものが該当する。
- (3) 危険物又は裸火を数種類にわたって同一の承認範囲内において取り扱う場合は、審査基準に定める許容数量で当該使用又は持ち込み数量を除いた商の和が2をもって承認範囲内に

おける最大許容量とする。

6 解除承認の取り消し

消防長は、次の解除承認取り消し理由のいずれかに該当する場合は、解除承認を取り消すことができるものとする。

- (1) 解除承認の際に講ずべき措置の不履行により、火災予防上好ましくないと認められる場合
- (2) 解除承認場所から火災を発生させた場合
- (3) 防火対象物又はその部分の事情変更により、承認を継続させることが火災予防上好ましくないと認められる場合
- (4) 消防長が解除承認の取り消しの必要があると認める場合

7 解除承認の特例

消防長は、禁止行為の解除承認に際し、当該行為の位置、構造及び器具等から判断して火災予防上支障がないと認めるときは、本審査基準によらないことができるものとする。

(協議)

第7条 この基準の運用にあたり疑義が生じた場合は、予防課長と協議するものとする。

(標準処理日数)

第8条 禁止行為の解除承認に係る標準処理期間は3日間とする。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この基準の施行の際、現に条例第32条第1項ただし書の規定に基づいて解除承認されたものについてはこの基準の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (令和2年4月1日三消本予第2139号)

この基準は、公布の日から施行する。